

告 示

埼玉県告示第三百五号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十一条（埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第三十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により、東埼玉資源環境組合から越谷市の区域内において行われる第一工場ごみ処理施設プラント更新事業について環境影響評価準備書等の提出があつた。

なお、環境影響評価準備書等の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和八年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県越谷環境管理事務所

越谷市資源循環推進課

吉川市環境課

松伏町環境経済課

二 縦覧の期間

令和八年四月二十八日（火）から令和八年五月二十八日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）